**５　施設管理補助業務**

1. 業務時間

年末年始の休館日を除く毎日で、午前８時から午後９時３０分までとする。

ただし、岐阜市文化センター（以下、「センター」という。）の都合により、始業及び終業時間が変更となることがある。また、緊急時においてはこの限りではない。

(2)　業務内容

　　ア　センターの施設及び設備の保守並びに運転操作管理業務。

イ　センターの備品に関する維持管理業務。

ウ　センター各施設の軽微な修理及び立会い業務。

エ　緊急時における各設備維持のための管理業務

オ　その他、センターを維持管理するため必要とする業務。

(3)　業務明細

　ア　電気・ガス・水道・消防及び冷暖房設備等の運転・監視に関すること。

　イ　各施設建物の保守業務に関すること。

　ウ　各設備の週及び月例点検に関すること。

　　エ　各施設に関する日報・点検表・報告書等作成に関すること。

　オ　各設備予備部品等の在庫管理に関すること。

　カ　植栽の剪定及び散水等の業務に関すること。

　　キ　その他、センターの維持管理に必要なこと。

(4)　資格など

業務従事者は、特に資格を問わないが、工業高校卒業程度以上とし、電気または機械設備の技術的知識を有するものとする。

(5)　その他

本業務において発注者の指示する様式により、業務日誌あるいは報告書を発注者に

提出し、確認を得ること。